

森林環境保全整備事業請負契約書

(案)

- 1 事業名 森林環境保全整備事業(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)
- 2 事業場所 岐阜県下呂市小坂町 落合国有林33ね林小班外
- 3 請負予定数量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 令和 年 月 日から(契約締結日の翌日)
令和 7 年 2月28日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。

5 請負予定金額 —
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 —)

6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 回以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 8回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

- 8 特約事項 1) 【伐倒】における約款第32条第7号（検査及び引渡し）は、測点等を利用した面積確定により行う。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 岐阜県下呂市小坂町大島1643番地2

氏名 分任支出負担行為担当官 岐阜森林管理署長 駒瀬 勉

請負者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○○ ○○○○ ○○○○

事業内訳書

事業名	森林環境保全整備事業(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)																
事業区分	保育間伐(活用型)																
国有林	落合国有林																
林小班	30ほ	30る	30わ	30た	30ら	31ろ	31ほ	31と									
人天別	人	人	人	人	人	人	人	人									
面積	2.88ha	2.69ha	4.14ha	2.19ha	5.61ha	5.10ha	3.72ha	4.67ha									
林齢	49	47	47	47	47	49	49	50									
伐採種	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐									
伐採率	34%	34%	35%	35%	35%	34%	34%	35%									
資材内訳	樹種	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³
	スギ											32	16				
	ヒノキ	895	330	1,295	261	1,972	409	796	169	3,165	659	2,203	417	1,395	460	1,613	472
	カラマツ																
	その他N																
	その他L							75	10			32	6				
合計	895	330	1,295	261	1,972	409	871	179	3,165	659	2,267	439	1,395	460	1,613	472	
予定数量	数量(山元)	1,500m ³															
	数量(最終)	2,300m ³															
	合計	3,800m ³															
法令	保安林	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養
	公園法																
	その他																
完成期限	令和7年2月28日																

事業内訳書

事業名	森林環境保全整備事業(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)																					
事業区分	保育間伐(活用型)																					
国有林	落合国有林																					
林小班	31ち	31る	31そ	31ね	32に	32ほ	32と	32る	32か	32れ												
人天別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人												
面積	3.77ha	2.11ha	3.95ha	3.45ha	3.90ha	5.12ha	1.93ha	4.54ha	2.73ha	6.01ha												
林齢	51	49	40	40	48	48	39	47	39	47												
伐採種	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐												
伐採率	29%	35%	35%	34%	35%	35%	34%	34%	35%	35%												
資材内訳	樹種	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	
	スギ																					
	ヒノキ	2,162	431	812	301	1,100	244	1,131	251	1,159	315	1,039	273	781	95	2,444	495	1,072	106	2,595	713	
	カラマツ					34	31															
	その他N																					
合計	2,350	451	812	301	1,134	274	1,131	251	1,159	315	1,199	288	781	95	2,444	495	1,072	106	2,595	713		
予定数量	数量(山元)	1,500m ³																				
	数量(最終)	2,300m ³																				
	合計	3,800m ³																				
法令	保安林法	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	
	その他																					
完成期限	令和7年2月28日																					

事業内訳書

事業名		森林環境保全整備事業(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)																								
事業区分		保育間伐(活用型)										保育間伐(存置型)										合計				
国有林	国有林	落合国有林					(活用型)					落合国有林					(存置型)									
林小班	林小班	33よ	33た	33ね	116い	120に	計					27は	27に	115い	計											
人天別	人天別	人	人	人	人	人						人	人	人												
面積	面積	1.40ha	3.01ha	6.76ha	7.52ha	5.21ha	92.41ha					3.91ha	3.98ha	7.33ha	15.22ha					107.63ha						
林齢	林齢	39	39	41	59	63						47	46	57												
伐採種	伐採種	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐	列状間伐						定性間伐	定性間伐	定性間伐												
伐採率	伐採率	35%	35%	34%	35%	35%						35%	34%	35%												
資材内訳	樹種	資材内訳	樹種	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	本数	材積m ³	
	スギ		スギ									521	335	553	351										553	351
	ヒノキ		ヒノキ	389	98	960	200	2,247	478	2,798	996	792	463	34,815	8,636	2,097	201	2,219	173	2,160	836	6,476	1,210	41,291	9,846	
	カラマツ		カラマツ											34	31										34	31
	その他N		その他N							271	121	278	367	549	488	51	7			170	81	221	89	770	576	
その他L	その他L	32	2			16	5	338	25	255	46	1,096	128	68	7			204	75	272	82	1,368	210			
合計	合計	421	101	960	200	2,263	483	3,407	1,141	1,846	1,211	37,047	9,634	2,216	215	2,219	173	2,534	992	6,969	1,380	44,016	11,014			
予定数量	数量(山元)	予定数量	数量(山元)	1,500m ³										-										1,500m ³		
	数量(最終)		数量(最終)	2,300m ³										-										2,300m ³		
	合計		合計	3,800m ³										-										3,800m ³		
法令	保安林	法令	保安林	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養	水源かん養						水源かん養	水源かん養	水源かん養										
	公園法		公園法																							
	その他		その他																							
完成期限	完成期限	令和7年2月28日					令和6年11月29日					令和7年2月28日					令和6年11月29日									

特記仕様書

1 作業方法

- (1) ① 具体的な伐採方法等については、監督職員の指示に従うものとする。
② 伐倒木の伐採高は根際とし、残存木を損傷しないよう伐倒方向に留意すること。
- (2) 伐倒木の処理について
 - ① かかり木となった伐倒木は、集材区域については必ず外し倒伏させること。
 - ② 民地境、歩道及び林道付近では、通行等に支障のないよう伐倒木を取り除くこと。
 - ③ 存置する伐倒木や打出し木、枝条等の林地残材の転落防止に努めること。
- (3) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木(将来優良木)の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督員の指示によること。
- (4) つるは、確実に除去すること。
- (5) 山元巻立について、具体的な極積・仕分けについては、監督職員の指示に従うものとする。

2 素材運搬（最終普通材）

- (1) 素材運搬等については、貨物自動車運送事業法を遵守すること。
- (2) 故意又は過失その他請負者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理署長の指示するところに従い、その物件の代金を納付し、又はその損害を賠償しなければならない。
- (3) 県道公道を運転する際は、各道路規格に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発生しないよう対策を講じること。それに伴い損害が発生した場合は請負者において修繕を行うものとする。
- (4) 運転者は運送路の諸規制等を守り安全に運行しなければならない。

3 その他

- (1) 水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
請負者の責により汚濁等が発生した場合は、請負者において汚濁等の対策並びに下流の関係者への説明を遅滞なく講じなければならない。
- (2) 落合国有林115い・116い・120に林小班については、事業地に通じる市道が冬季閉鎖となることから令和6年11月29日までに事業を完了すること。
- (3) 請負者は別紙技術提案について、下線の部分を履行するものとする。
- (4) 上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うものとする。

特記仕様書（森林作業道作設）

（中部森林管理局標準例）

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。

森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土構造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所限定して設置するものとするほか、下記によること。

記

第1 路線計画

1 計画

路線（線形）については、次に配意する。

①車輻系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° （18%）以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° （25%）程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。（又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。）

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分（岩石）とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同時に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山（心土）を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山（心土）等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋設すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

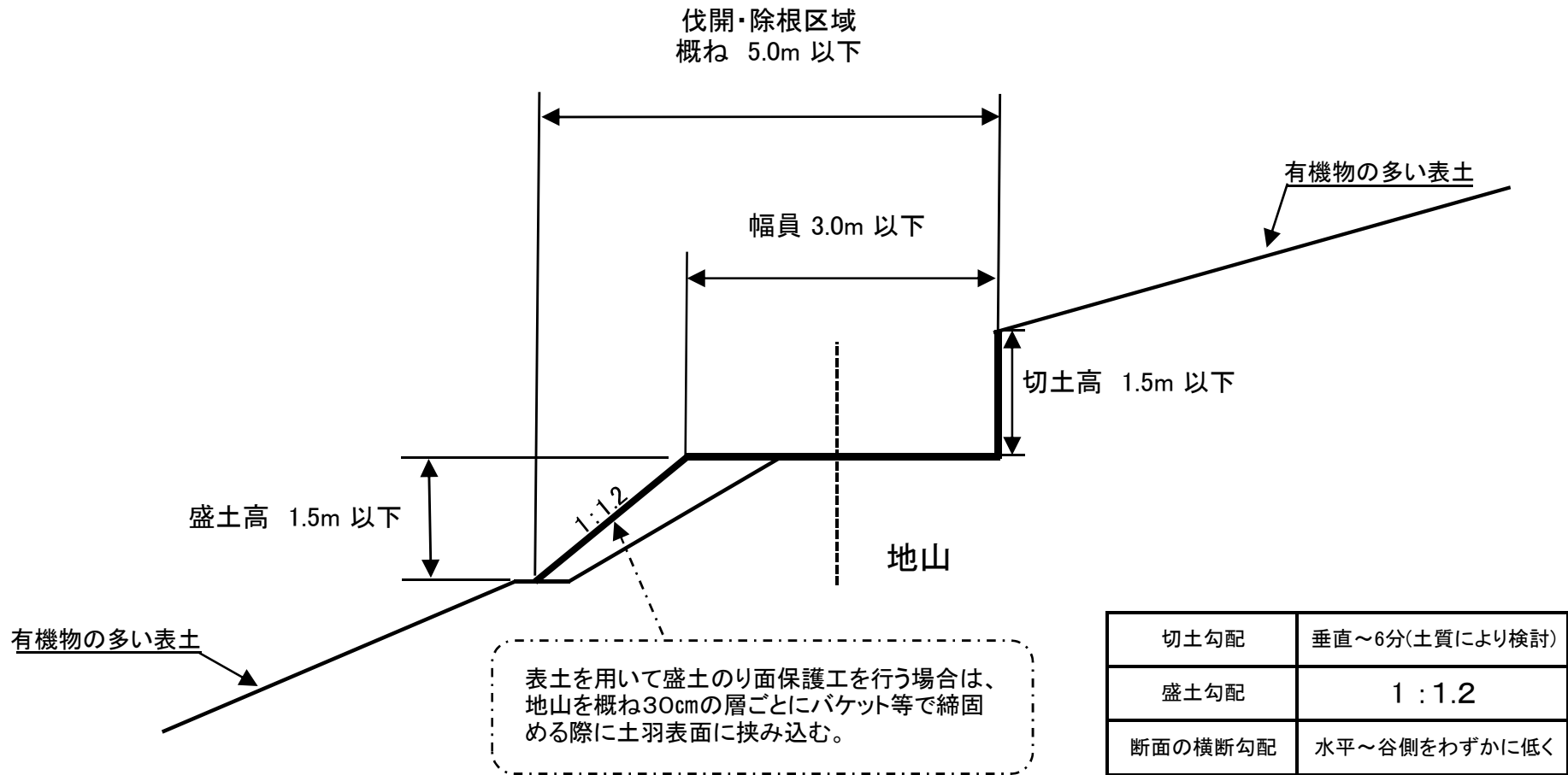
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図



特記仕様書 (林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書（森林作業道作設）及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書（森林作業道作設）を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2) で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき事由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

事業計画に関する技術提案

(事業名：森林環境保全整備事業（保育間伐活用型外 岐阜 2 小黒川外）)

会社名：(株)〇〇建設

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
- 標記については、標準案に基づき実施します。

※ いずれかを■にすること。

項 目	具体的な対策方法等
事業計画上の考慮事項 についての工夫・提案	
工程管理についての工夫・提案	
水質汚濁防止等、環境 に配慮した事業実行に についての工夫・提案	
品質管理についての工夫・提案	
安全管理についての工夫・提案	

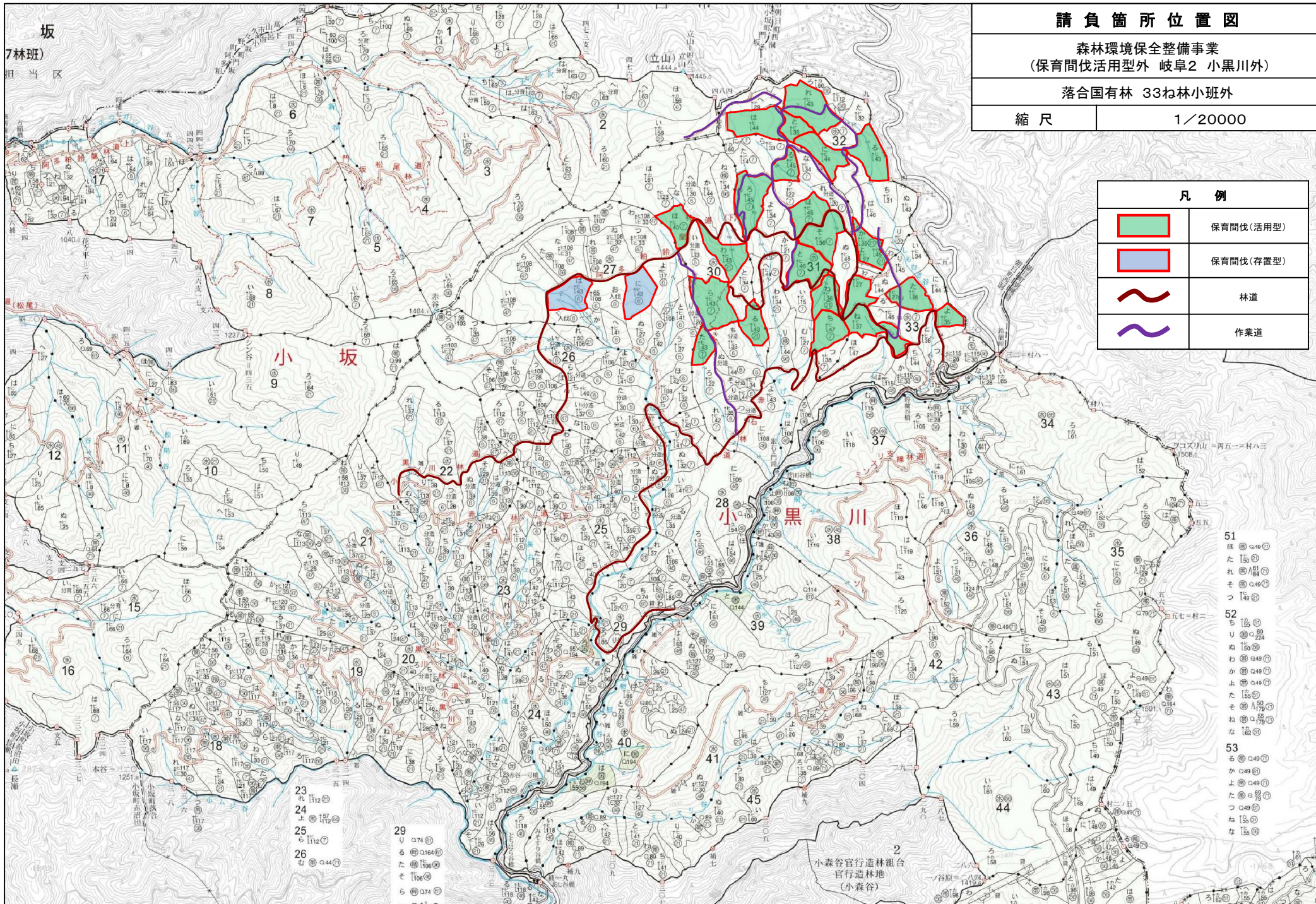
(備 考)

- 1 受注者は上記の提案について、誠実に対応するものとする。
- 2 原則として、安全管理、工程管理、品質管理及び水質汚濁防止等、環境に配慮した事業実行等についての施工上の工夫に関して入札公告、入札説明書及び工事仕様書で要求されている性能等を超える対策方法等について具体的で明確な提案（「努める」「努力する」等の曖昧な提案ではないもの）を記載することとし、2枚程度までとする。
- 3 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度までとする。

造 材 寸 法 書

岐阜森林管理署

樹 種	優先順位	長 級 m	径級cm	適 用	用 途
ス ギ	1	5.0以上	30上	通直良材元玉	割柱等
	2	4.0	22上		一般建築用材
	3	3.0	14～20		柱適材
	4	4.0	20下		一般建築用材
	5	2.0			〃
ヒ ノ キ	1	6.0～7.0	16上	通直良材	大黒柱・通し柱
	2	4.0	24上	〃	一般建築用材
	3	3.0	14～22		柱適材
	4	4.0	13下		一般建築用材
	5	3.0	〃		〃
	6	2.0			〃
木曾ヒノキ	1	8.0～10.0	30上	通直良材元玉	特殊建築用材
	2	6.0	16～28	〃	通し柱
	3	3.0	14～22	〃	柱適材
	4	5.0	24上	〃	一般建築用材
	5	4.0	6上		〃
	6	3.0	〃		〃
	7	2.0			〃
サ ワ ラ	1	4.0	22上		一般建築用材
	2	3.0	16～20		〃
	3	2.0			〃
天サワラ ヒバ トウヒ	1	5.0	6上		一般建築用材
	2	4.0	〃		〃
	3	3.0	〃		〃
	4	2.0			〃
カラマツ	1	4.0	6上		一般建築用材
	2	2.0			〃
*原則4m採材とするが、市況等により別途指示					
その他N	1	4.0	16上		一般建築用材
	2	3.0	〃		〃
	3	2.0			〃
ク リ	1	4.0	16上		一般建築用材
	2	3.0	〃		〃
	3	2.1	〃		〃
ケヤキ		有 尺	16上	サバ止め	一般建築用材
ホオノキ		2.1	16上		一般建築用材
その他L	1	4.3	30上	通直良材	一般建築用材
	2	2.1	20上		〃
採材最小径	N・L	6 cm			
延 寸	天然林	5 cm	人工林	1 0 cm	元特殊延寸は6 0 cm未満
特殊採材	その都度指示				
この基準は、市況動向により変更することがある。					



請負箇所位置図	
森林環境保全整備事業 (保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)	
落合国有林 33ね林小班外	
縮尺	1/20000

凡例	
	保育間伐(活用型)
	保育間伐(蓄置型)
	林道
	作業道

- 51
ほ 〇49 〇
た 150 〇
れ 〇49 〇
そ 〇49 〇
つ 149 〇
- 52
ち 150 〇
ぬ 〇49 〇
わ 〇49 〇
か 〇49 〇
よ 〇49 〇
そ 〇49 〇
ね 〇49 〇
な 150 〇
- 53
る 〇49 〇
か 〇49 〇
よ 〇49 〇
た 〇49 〇
つ 〇49 〇
ね 150 〇
な 150 〇

小森谷官行造林組合
官行造林地
(小森谷)

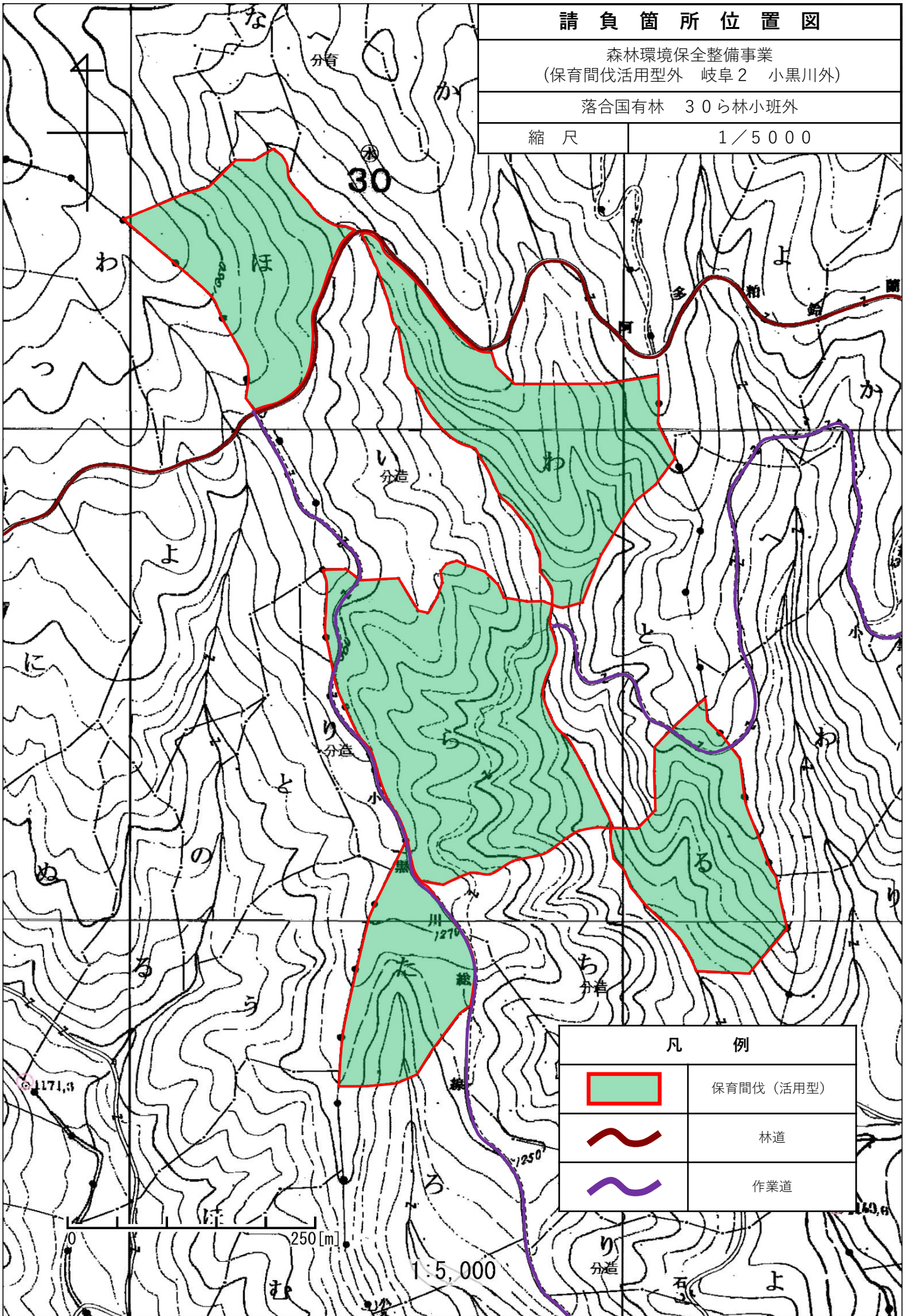
請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)

落合国有林 30ら林小班外

縮尺

1/5000



凡例

	保育間伐 (活用型)
	林道
	作業道

250 [m]
1:5,000

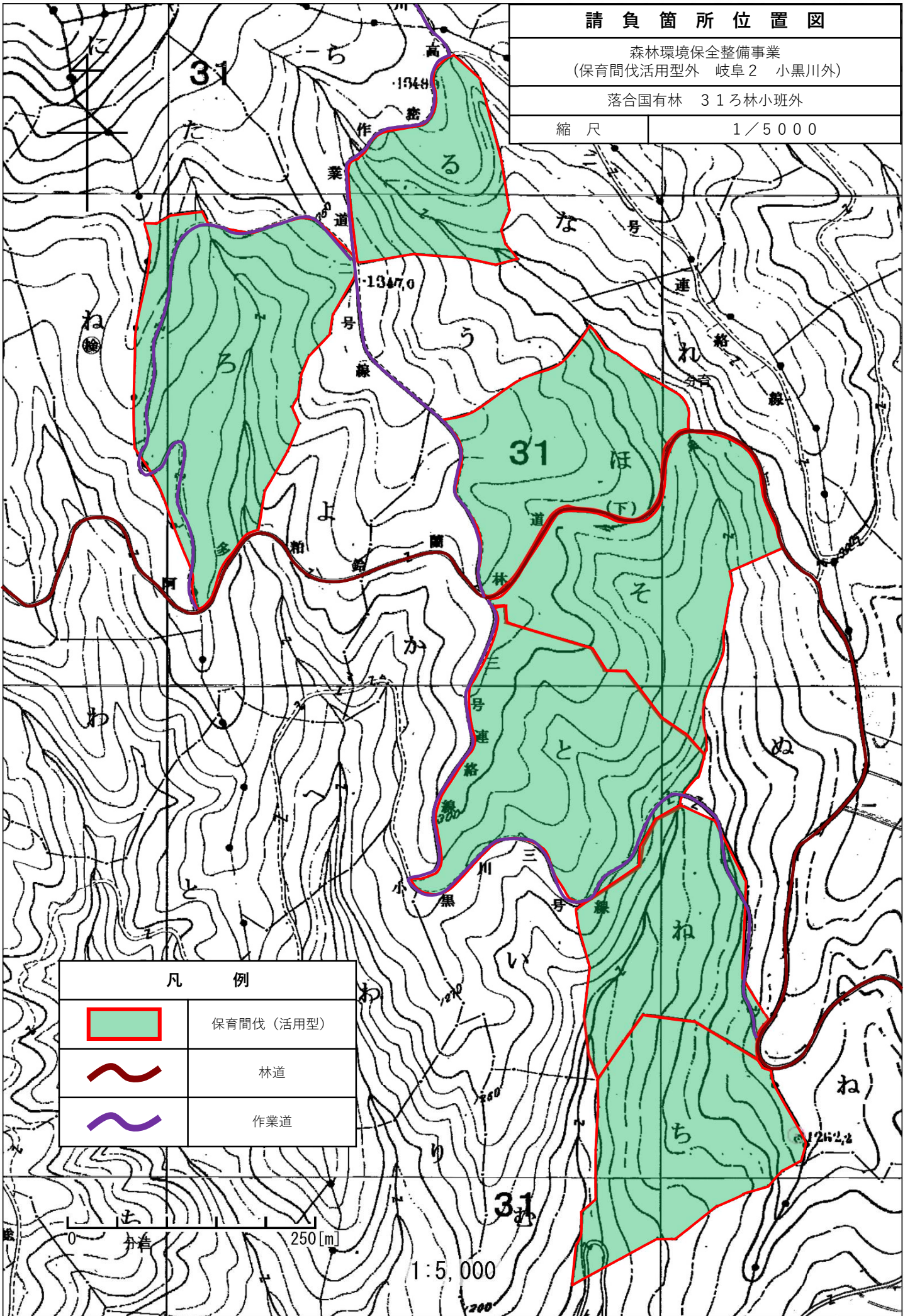
請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)




落合国有林 31ろ林小班外

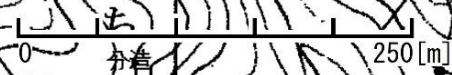
縮尺

1/5000



凡 例

	保育間伐 (活用型)
	林道
	作業道



1:5,000

請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)

落合国有林 32れ林小班外

縮尺

1/5000

凡例



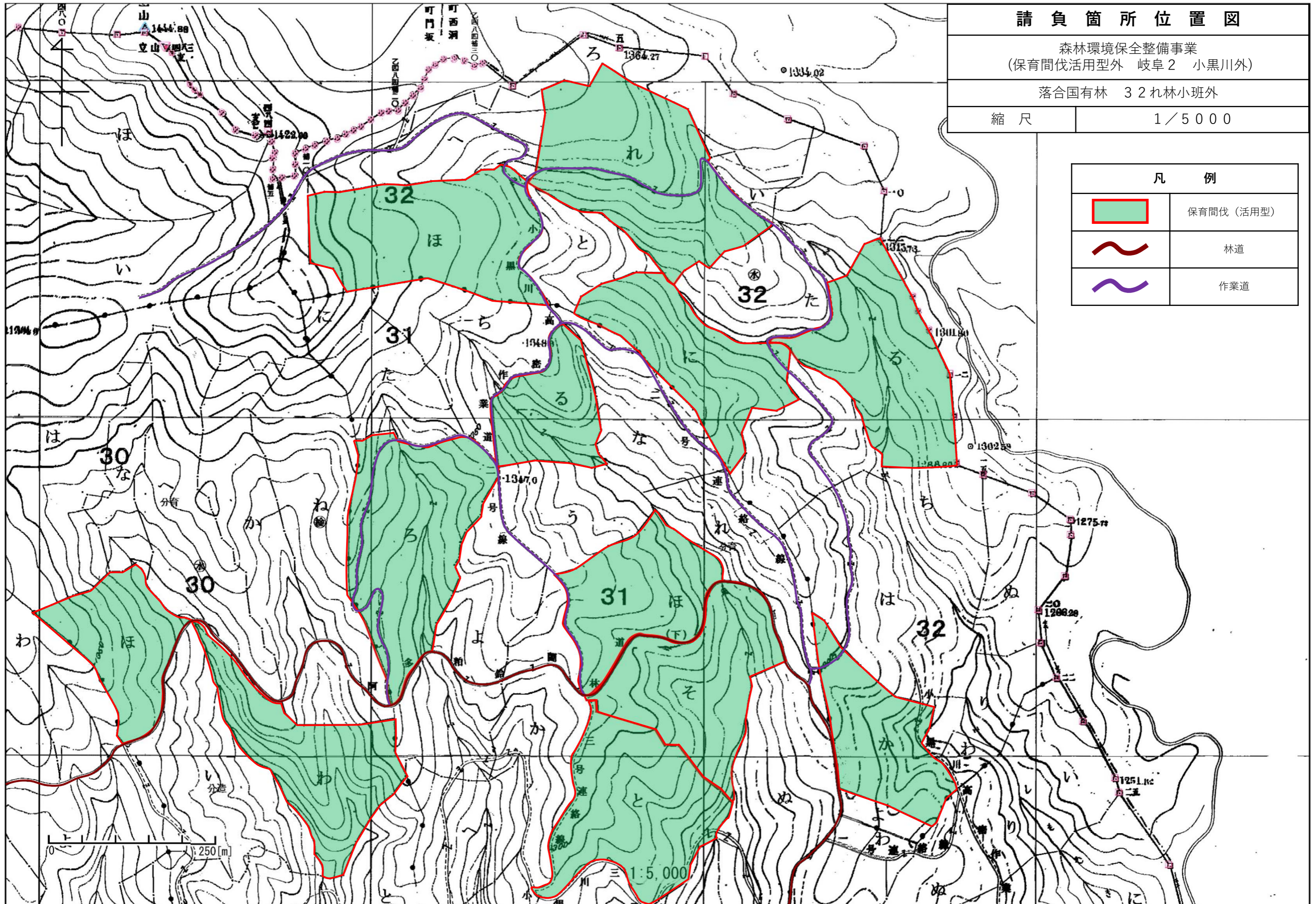
保育間伐 (活用型)



林道



作業道



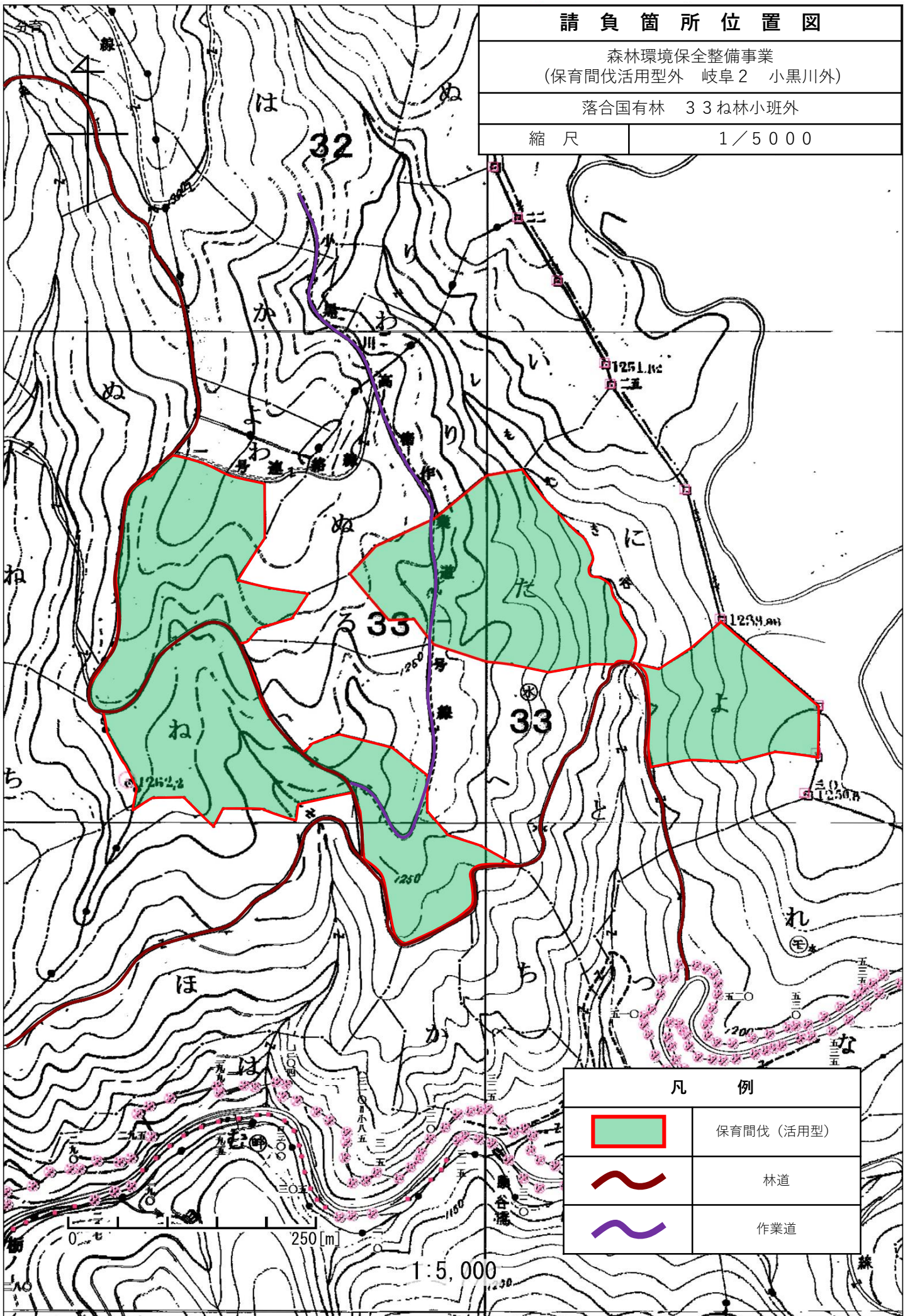
請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)



落合国有林 33ね林小班外

縮尺

1/5000



凡例

	保育間伐 (活用型)
	林道
	作業道

請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)

落合国有林 27は林小班外

縮尺

1/5000

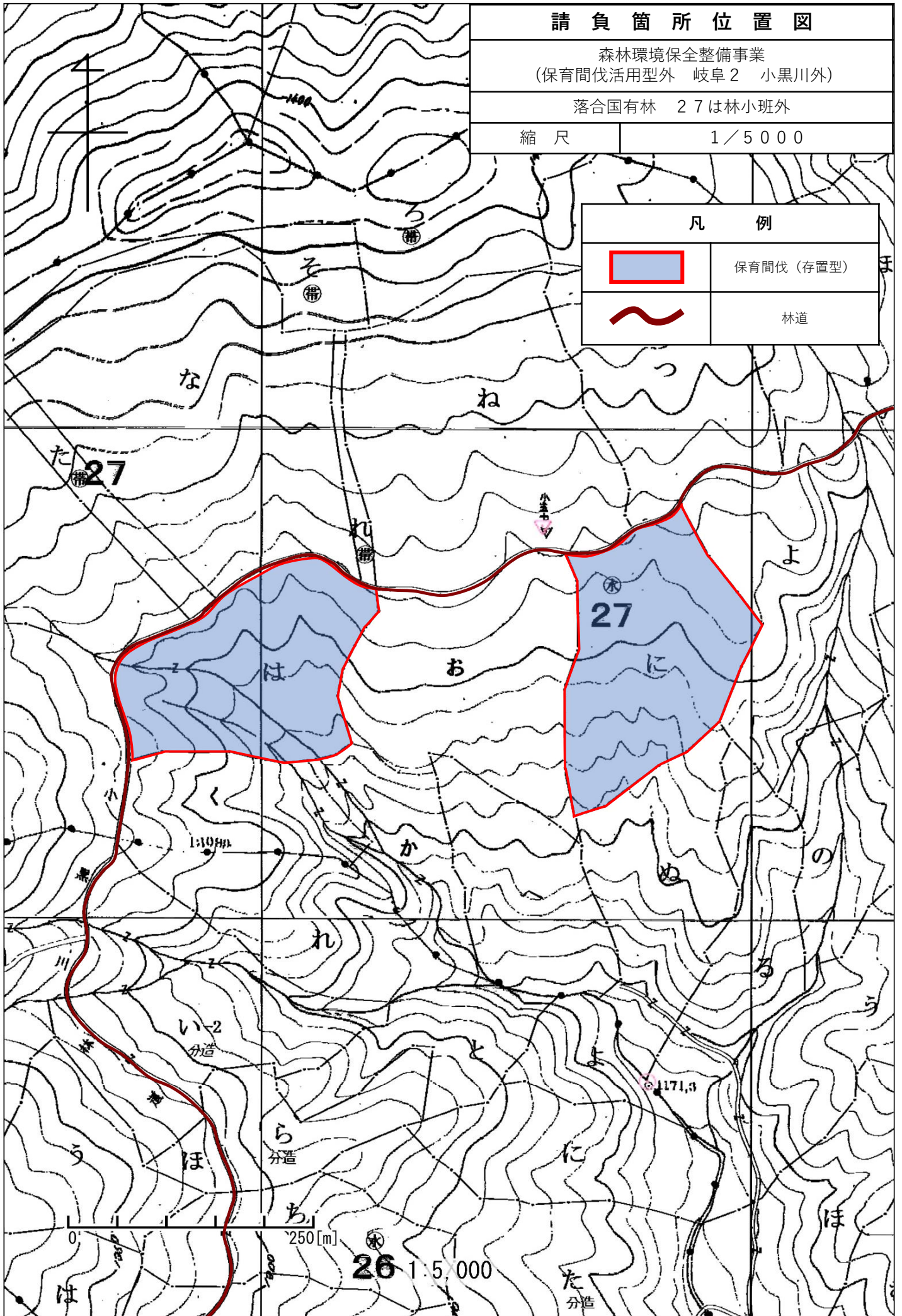
凡例

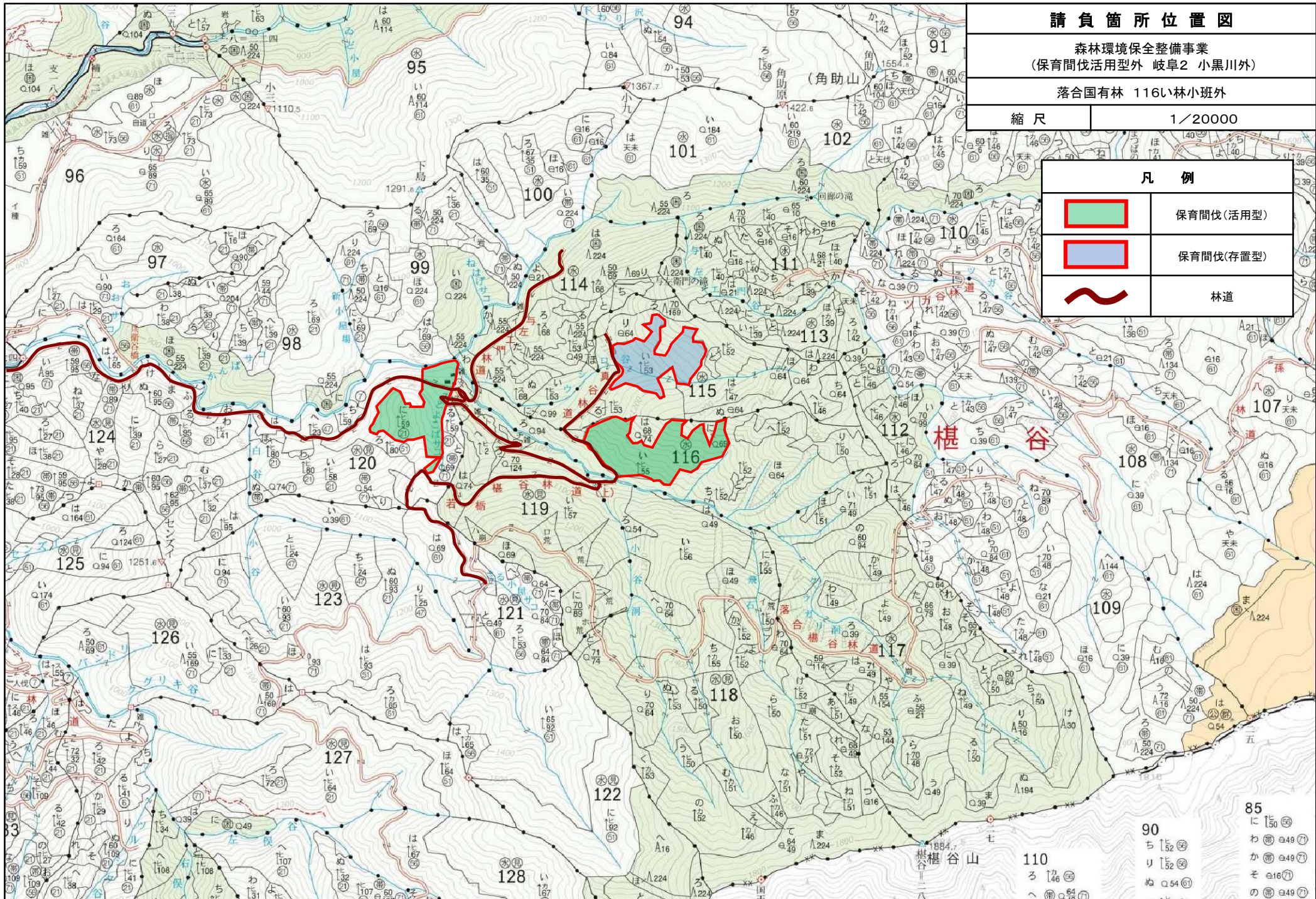


保育間伐(存置型)



林道








請負箇所位置図

森林環境保全整備事業
(保育間伐活用型外 岐阜2 小黒川外)

落合国有林 116い林小班外

縮尺	1/20000
----	---------

凡 例	
	保育間伐(活用型)
	保育間伐(存置型)
	林道

85
に 150
わ 49
か 49
そ 16
の 49

90
ち 52
り 52
ぬ 54

110
る 146

